

環境審査顧問会太陽電池部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年8月30日（月）14:01～15:59

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、河村顧問、河野顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、  
中村顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、高取環境審査専門職 他

3. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

① 株式会社一条工務店 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業

準備書、補足説明資料、熊本県知事意見、環境大臣意見、審査書（案）の  
説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価準備書の審査について

①株式会社一条工務店「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業」

準備書の概要、補足説明資料、熊本県知事意見、環境大臣意見及び審査書（案）  
の説明を行った後、質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

<準備書の概要、補足説明資料、熊本県知事意見、環境大臣意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。それでは、質疑応答に入りたいと思います。

まず、補足説明資料について御説明いただきましたけれども、それぞれ質問、コメン  
トを出された顧問の先生方、何か追加、若しくはこの回答でよろしいかどうか等につい  
て、意見をいただきたいと思います。

補足説明資料の、まず1番は大気関係の先生ですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 1番に関してはこれで結構です。

- 顧問 それから、2番も大気関係の先生です。
- 顧問 2番についてもこれで結構です。
- 顧問 ありがとうございます。3番は水関係の先生です。いかがでしょうか。
- 顧問 この御回答で結構です。
- 顧問 ありがとうございます。4番は生物関係の先生です。
- 顧問 食物連鎖図の方ですか。
- 顧問 そうです。
- 顧問 修正案自体はいいのですけれども、ちょっと細かいところで見ると、矢印が、何が食われているかということで若干違和感のあるところもあるので、例えば、ちょっとほかの顧問の方でもチェックいただきたいですが、カエルから伸びていっているところがキジ、コジュケイになっていたり、トカゲからヘビに。これはなかなか難しいのですけれども、もう一度食う、食われるの関係を見直して、類型区分上の位置はこれでいいと思いますので、よく検討して、基本的にはこういった修正でいいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 顧問 ちょっと私からも、この図なのですけれども、ちょっと意地悪な見方かもしれませんが、例えば畑地、水田でカエル類がキジ、コジュケイに食べられて、それがテンとかキツネの方に、矢印がずっと左の方に行ってしまっています。では、彼らの接点はどこになるのだという話になって、わざわざキジ、コジュケイが山地の方に行って食べられるのか、テン、キツネ等が畑地まで行って食べているのかということがありますので、食物連鎖図で、肉食のテンとかキツネ、それからオオタカ、ノスリは結構幅広くすんでいるというような感覚でいけば、もう少し幅を広げたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。事業者の方、どうですか。
- 事業者 九州環境管理協会です。御指摘のとおり再度修正をしたいと思います。
- 顧問 よろしくお願ひします。次いで、5番は大気関係の先生です。
- 顧問 5番はこれで結構です。
- 顧問 6番も大気関係の先生。
- 顧問 6番ですけれども、ちょっと確認です。斜面の条件を入れて計算していただいたのですが、補足説明資料に記載されているのは年平均値だけなのですけれども、日平均値の年間98%値についてもちゃんと補正はされていますでしょうか。確認です。
- 事業者 九州環境管理協会です。もちろん日平均値についても評価して、評価書では

整理しております。

ちなみになのですけれども、実は排出係数のところは今、小型車だと0.079とか入っているのですが、これに間違いがあったので、これも適切な数字に修正しております。

結果については、表12.1.1-19のとおりで変わらなかったもので、こっちは変わらないのですけれども、排出係数だけ間違いがあったので、評価書ではそれを修正したいと思っております。

- 顧問 どうもありがとうございました。大気質についてはこれで結構です。
- 顧問 では、7番の風況データで大気関係の先生。
- 顧問 若干相関がよくないようにも見えますけれども、これはこれで結構です。
- 顧問 8番は動物関係の先生。
- 顧問 取りあえず結構です。
- 顧問 それから、9番は当初私が質問したのですけれども、そういうことなら分かります。次いで、動物関係の先生から質問がされていますけれども、これはそれでよろしいですね、先生。
- 顧問 いいと思います。
- 顧問 それから、10番も動物関係の先生ですけれども、いかがでしょうか。
- 顧問 いいと思います。
- 顧問 11番も動物関係の先生です。いかがですか。
- 顧問 これで結構です。
- 顧問 12番は、フクロウの事後調査の必要性。
- 顧問 回答は分かるのですが、こういった事業をやるに当たって、代替巢は事例として成功例があるから事後調査は必要ないというようにお答えになってはいますが、これだけの開発の規模の事業なので、要するに、企業のイメージとしても、確実に効果が、やった保全策がちゃんと有効に効いていますというデータを出すことも重要ではないかと思しますので、できればこれは事後調査を実施して、報告書を作って公表するなりされた方がよろしいかと思えます。
- 顧問 先ほどの事業者からの回答では、取りあえず自主的には巣箱を見ていくというお話でしたね。そうでしたか。
- 事業者 今回答では書いていないのですけれども、それも少し変更しまして、今、自主的な環境監視として、工事期間が3年間ありますので、3年間のうち繁殖期に1回ず

つ確認すること、供用時に1回、そこまでは4回モニタリングをしようと思っております。あと、事後調査にして正式に公開するかどうかについては、今事業者と相談中のところでありますけれども、検討してまいります。

○顧問 動物関係の先生、よろしいですか。

○顧問 回答は分かりましたけれども、今盛んにSDGとか、いろいろな社会的に環境に対する関心が高まっているので、これだけの規模の工事を実施されて、地球環境対策の環境影響対策の一環として太陽光を使っていく。それに伴った付随的な環境問題についてもしっかりと対応していますという企業のイメージアップというか、戦略としても、こういった保全策が有効に機能していますということを主張するのも1つの手ではないかと思しますので、できれば自主的な対応だけではなくて、積極的に調査結果を公表して、社会に成果をアピールするというのも重要ではないかと考えますので、御検討をお願いしたいと思います。

○事業者 九州環境管理協会ですけれども、承知しました。事業者と相談しまして、前向きに検討してまいりたいと思います。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 では、13番はカエルですか。魚類関係の先生。

○顧問 これは成体が1個体なのか100個体なのかということで随分と変わってくると思しますので、質問させていただいたような次第で、基本的には御対応の結果でよろしいのですが、細かいことで恐縮なのですけれども、1点ほど確認です。修正いただいた確認状況の2行目で、針葉樹林で春季に1例（幼体1個体）というのは水たまりではなくて樹林の中という理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。こちら、針葉樹林の中にみお筋のようなものもありましたので、水域といいますか、湿潤な環境の近くだったかと思われまます。

○顧問 分かりました

○顧問 では、14番も魚類関係の先生です。いかがでしょうか。

○顧問 これで結構だと思います。

○顧問 15番は造成関係の先生の質問です。

○顧問 文言としてはこれでいいのですけれども、内容としては、実質、植生自然度への影響は小さいかもしれないですが、絶対的に伐採量そのものが40ヘクタールという数字というのは大きいので、その辺についてはそういう環境改変の面積の絶対量の多さと

いうのは自覚しておいてほしいと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 それでは、16番は動物関係の先生からの御質問です。いかがでしょうか。

○顧問 よろしいかと思えます。

○顧問 では、17番は私の質問ですが、よく分かりました。このように努力しますというのをちゃんと記述したので、よろしいのではないかと思えます。

18番は似たようなところですが、生物関係の先生の質問です。

○顧問 第2章、緑化計画の方に追加していただけるということで、これで内容はよろしいかと思えます。あと、生態系のところときちんと内容が整合するようになっているかと思えます。よろしくお願いいたします。

○顧問 最後に、19番の質問は大気質関係の先生ですが、いかがでしょうか。

○顧問 パノラマのフォトモンタージュは、これはこれで結構なのですが、やはりパノラマで見た印象と実際の目で見た印象というのはかなり違って、風力などでも水平視野角が60度ぐらいでページ全体に広げたような写真を見たいというような要望とかも多いです。やはりパノラマですと、実際にある太陽光発電所が非常に小さく見えてしまうので、やはり60度ぐらいの水平視野角でのフォトモンタージュ写真というのも可能であれば追加していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。御意見の方は十分承知しました。先ほど補足説明資料の概要の説明でも、パノラマ、富士山のような点の眺望景観ではないのであるという話をしたのですが、おっしゃるように大分印象が変わるといのは確かに、特に図19-2では変わってくるので、視野角60度の写真でのフォトモンタージュも併せてパノラマと一緒に追加する形で取りまとめを評価書では対応したいと思っております。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 それでは、ほかに御質問、御意見のある顧問の先生方、御自由に、どちらからでも結構ですから、挙手をお願いいたします。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 環境大臣意見で、植物に対する影響として、アオカズラについて極力回避、低減を行うということで、当初の計画では半数近くが残るということで、一応影響がそれなりに低減できているという中身の準備書だったと思うのです。アオカズラ自体はランクがI B類ですが、かなり九州の方に分布も限定されますし、個体数も少ない種類のようなのですが、こういう意見を受けて、何か追加の保全措置等を検討されてお

ますでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。今のところはアオカズラではなくて、ミゾコウジュについては準備書の方では取りまとめ方針を少し修正しておりまして、具体的に言いますと、対象事業実施区域及びその周辺に加え、放流河川の周辺でも調査を行って、放流河川の周辺にもミゾコウジュの個体がいるので問題ないとしていたのですけれども、放流河川の周辺を除くと、ミゾコウジュが全て消失してしまうという結果になったので、ミゾコウジュについても今のところ移植を追加で計画しているところです。

残存個体の生育状況の確認及び植物の移植についての我々の方針としては、個体の保全というより、種の保全という観点で考えておりまして、例えば100個体いるうちの数個体がもし消失したとしても、残存個体により種が保存されれば問題ないかと考えておりますけれども、考え方としてはいかがでしょうか。

○顧問 考え方としては、地域の個体群をベースに置くというのはいいと思うのですが、それはあくまでもそれなりの数がある場合ということで、個体数が少ない場合というのは、少しの変動でもやはり絶滅のリスクが高くなると思うのです。アオカズラ自体がそもそもミゾコウジュなどに比べると、全国で地域も限定されておりますし、個体数も少ないですし、この場所でも半数近くが残るといっても、7株とか9株とか、もともとの個体数が非常に少ないわけです。その辺りでやはりそれなりの追加の保全措置が必要なのではないかということで、こういう意見が出ているのかと思うのですが、その辺り、いかがでしょうか。

○事業者 ちょっと今言いそびれたのですが、追加の保全措置として準備書に書いていなかったのですが、残存個体の生育状況の確認という保全措置は追加させていただこうと思っております。つまり、一部が消失する個体について、残った個体が順調に種としての生育を果たす、それを確認するというものでございます。これ以外のアオカズラ等の個別の移植等については、評価書の方でもう少し検討していきたいと思えます。

○顧問 よろしくお願いいたします。アオカズラについては、薬用植物という位置づけで、結構栽培等もされているようですので、個体数が非常に少ないものに関しては、一時的にそういったものを全く潰してしまうのではなくて、少しよけておいて、例えば緑化とかのときにもうまく入れていくとか、そういったことも検討されてもいいのかと思いましたが、これは十分検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知しました。個体数が少ないものについてはもう一度検討してまいります。

○顧問 ほかに御質問、御意見ございませんか。水関係の先生、お願いします。

○顧問 先に意見を出さなかったのですが、申し訳ないのですけれども、1つは、準備書全体に対して、非常に細かいことなのですが、数字の取扱いについてコメントが1つあります。もう一つは、熊本県知事意見についての質問です。

最初のコメントですけれども、例えば、先ほどお示しいただいた補足説明資料でいきますと、大気質の10ページ目、大気質のところの予測の数値の取扱いで、このページの下の方になります。一番下の表の中で、例えば赤字で浮遊粒子状物質のバックグラウンドの濃度＝現況の環境濃度 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ 、それに予測値として $0.0002001\text{mg}/\text{m}^3$ 、それらを足し合わせて合計というのを出されているのですけれども、これは有効数字を考えますと、環境濃度そのものが $0.023$ 、それより下の桁は有効数字外という扱いだと思いますので、この2つの数字を単純に足して合計濃度とするのは本来おかしいのではないかと思います。例えば、水の濁りの将来予測のところにも同じような問題が出てきていたので、少し御検討いただきたいというのが最初の1つ目のコメントです。

もう一つの質問なのですけれども、熊本県知事意見の最後の方だったかと思います。6ページ目、要望事項として挙げられていたところなのですけれども、これは必ずしも環境アセスメントには直結しないところですが、水害対策として、事業実施によって水害の被害を助長することのないようにという知事意見が出ております。これに対して事業者の方で何らかの対応をお考えであれば、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○事業者 九州環境管理協会です。まず、顧問が言われた数値の取扱いについてなのですけれども、有効数字をちゃんと考えて適切に整理することという趣旨だと思います。これについては我々としても一応認識はしているのですけれども、数値計算をやる場合にどれくらいに増えるのかというのを伝えたいがために、有効数字以下の数字を取り上げて表として整理することは、ほかの環境アセスメントでもやっているのですが、ここは考え方を見直すか、記載を検討したいと思っております。大気質についても、水質についても同じで、どれくらいに増えるのか、10分の1なのか、100分の1なのか、そういったものを見せたいがためにという目的で整理しているところでございます。

あと、県知事意見の水害については、現在の法アセスでは環境アセスメントの項目ではないのですが、県又は地元の関心が高い項目でございます。それで、今、調整池の設計を林地開発許可手続の中で行っているのですけれども、そこの中では十分に、県から

もいろいろな意見が出ておりますが、県の指導要綱に従って調整池の設計をしております。調整池の設計については、雨量条件が50年確率の長時間降雨強度式、もう一つは、白川豪雨災害というのが過去あったのですけれども、その実績降雨波形で、2パターンで計算しまして、その2パターンで容量が大きくなった50年確率降雨強度式の条件で設計しております。

こちらについては、住民の方にもどうしても御理解いただかないといけなくて、林地開発の中でも地元の同意というか合意が必要になってきますので、今年の末か年明けぐらいに地元説明会を行って、その中である程度の、この辺の雨量までは対応できるということの説明した上で、地元としっかりコミュニケーションを取りながらやっていきたいと考えています。基本的には県の指導に従って調整池等の設計等を、災害が発生しないように対策を取っている、そういった状況でございます。

○顧問 近年、御承知のように、非常に水害、あるいは水害に近い状況が例年のように発生しておりますので、こういう県知事意見に対しても丁寧に御対応いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○顧問 では、ほかの水関係の先生、申し上げます。

○顧問 まず、熊本県知事意見の水環境の(1)で、水温に与える影響についてコメントが出ていますが、県の危惧されている点、あるいは水温に与える影響についての質問が出た背景には何かあるのか、教えていただければと思います。

○事業者 九州環境管理協会です。特に背景というのは実は聞いていないのですけれども、事業者の見解を代わりに御説明さしあげますと、見解の案なのですが、今回の調整池については自然放流方式でありまして、貯留した雨水の河川への排出量を調整しながら、連続的にほとんど全てを排出する構造になっており、降雨後の各調整池に残留する雨水は沈砂容量分のみで少量になります。沈砂容量分というのは、砂を堆積するところがあるのですけれども、その分だけ水がたまって、基本的には水は自然流下して流れていくという構造になっております。また、対象事業実施区域周辺の地質については、火山灰地質起源で透水性が非常に高いので、沈砂容量分に残留した雨水についても、少しずつ地下浸透すると考えております。

先生から御指摘があったように、雨水排水の貯留及び残留によって気温等の影響を受けるものと考えられますが、放流河川との合流によって、また希釈もされますので、河川水温への影響はほとんどないと考えております。そのようなものが今のところの事業

者の見解の案でして、特にこれといった理由というのはお聞きしておりません。よろしいでしょうか。

○顧問 分かりました。水温についてのこういった御指摘はあまり見たことがなかったので、何かこの地点で特別な状況があるのかと思いましたが、質問させていただきました。

もう一点よろしいでしょうか。これは今回の資料ではないのですが、前回の1回目が書類審査だったので、改めて前回の議事録を読んでみたのですが、そのときの回答の内容で少し気になる点があったので、事業者の方の見解をお聞きしたいと思います。

議事録の中で幾つか質問しているのですが、1つは、水の濁りの影響評価の中で、降雨強度56mm/hという非常に強い雨のときの結果についての評価の説明がないので、どうして評価の対象としなかったのかということをお聞きしていきまして、農業用水の取水など放流河川の水利用（人間活動）は想定されていないことから評価の対象としていないというお答えでした。

その次に、河川の濁りについて環境監視計画に追加してもらえないかという願いをしたところ、やはり放流河川の水利用への影響は極めて小さいと考えている、との回答をいただいています。

何が気になったかということ、水の濁りの河川への影響について、人間活動、水の利用、そういう視点からだけで判断されているような気がして、確かに水利用、人間活動による影響というのは重要なポイントの1つなのですが、いわゆる河川の自然環境への影響というのは当然考えられるべきものだと思うのですが、これについては全く触れられていないのです。こういう視点から、先ほど申し上げた質問に対してはどのようなお考えでしょうか。急に前回のことを持ち出して申し訳ないですが。

○事業者 九州環境管理協会です。ちょっと私も今思い出していたのですが、確かに水の濁りの環境監視をしてはどうですかという御意見があって、それに対して、水の濁りの影響が小さく水利用もないのでという理由もあったのですが、1つ大きなのは、地元の関心が水の濁りについては住民説明会等を行う中でほとんどなかったのです。多くは水害が発生することに対する懸念される考えとか、そういった意見だったので、けれども、水の濁りに対する地元の関心がなかったため、優先順位という観点から現時点では必要ないかというような判断でそういった回答をさせていただきました。

ただ、今、先生おっしゃられたように、水利用だけではなくて、土砂が堆積すること

による自然環境への影響というのももちろんなくはないので、そこは少し考えて検討したいと今思っているところです。

○顧問 分かりました。環境監視については地域の状況によりますから、必ずしも絶対にしなくてはいけないと思っているわけではないのですが、最近、幾つかの太陽電池発電所において河川の濁りが問題になっている地点があります。現状、地元ではあまり濁りについて関心も懸念も出ていないかもわかりませんが、やられておいた方がよいのではないか、という気はしております。

○事業者 事業者と相談して検討します。もう一度確認なのですが、先生が言われているのは事後調査ですね。水の濁りの事後調査を、ほかの事例では水の濁りが結構問題になっている箇所があるので、そういったものを踏まえてやった方がいいのではないかという御意見と認識しました。

○顧問 それで結構です。

○顧問 ほかにございませんか。ちょっと私から、細かいことばかりかもしれませんが、準備書の3-58ページのところで、人と自然との触れ合いの活動の場の概況の中で高尾野森林公園というのがあります。説明が広葉樹の森、しいたけの森、針葉樹の森、森林浴の森という4つのエリアから成って、延長3,070mの遊歩道がありという、相当整備された森があるような表現になっているのですが、これはちょっと南の方ですが、どういう感じの、全体としてはどれぐらいの広さなのでしょう。

○事業者 九州環境管理協会です。ここの公園は面積的な情報とかはなく、広さというのは分からないのです。それほど大規模ではなくて、駐車場に車を止めるスペースが10台ぐらいあって、山も標高が低く大きな山ではなくて、なだらかな地形になっております。前のページの図3-25でいくと、右側が外輪山の方に向かって、右側に向かって登っていくような遊歩道があるのだと思います。私も現地確認に行ったのですが、具体的にここから公園という範囲は明確ではありませんでした。すみませんが、公園の面積については分かりません。

○顧問 環境類型区分というか、植生図だと、この辺りはみんな針葉樹林というか、植林地みたいになっているような気がするのですが、このような公園が整備されて、広葉樹が結構交じっているということであれば、今回は準備書まで来ているので、特に言えませんが、今後例えばこういうところがあると、対照地として、対象事業実施区域の近くの整備されたところではどのような鳥がどのような密度ですんでいるのだと、そ

れに対して、今、対象事業実施区域はどういう状況なのだというのを比較したら面白かったのではないかということ、勝手な想像ですが、思いました。

それから、12-233ページ、哺乳類の調査結果の表なのですけれども、ここで備考の2に番号の「-」は種数に計数していないと書いてあるのです。この「-」というのは見られなかったということですよ。そうではなくて、例えばイタチ科が対象事業実施区域外で見られたものをここでは種数に計数していないということではないかと思ったのですけれども、これはいかがですか。

○事業者 九州環境管理協会です。先生のおっしゃるとおりです。

○顧問 だから、ここを例えば黒丸にするとか、そういうので区別した方がいいのですね。

○事業者 承知いたしました。修正させていただきます。

○顧問 12-273ページで、ちょっと気になるのは、重要種であるけれども、対象事業実施区域外なので、そんなに問題にはならないだろうということになっているカッコウがあります。カッコウが、針葉樹林で夏季に1例（1個体）を確認したと書いてありますけれども、これはラインセンサスで確認して、それも7月に1回だけですよ。これは絶対繁殖していないとは言えないのだけれども、針葉樹林の中でカッコウがいるということがちょっと不思議なのと、何に托卵しようとしているのかというのが分からないということです。それがほかのページの表現にも全部かかってくるのですけれども、例えばカッコウの評価の記述のところ、12-319ページの中でカッコウの予測結果というのがあるのです。そこには盛んに本種の生息環境である森林地帯とか、樹林環境と書いてあるのですが、御承知のように、あまりカッコウというのは樹林環境で托卵するものではないと思います。事業地の近くに阿蘇の草原環境があると思うのですけれども、そちらの方でカッコウというのはよく生息していると思うので、その辺のところはもう少し表現方法を変えた方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。御指摘のとおり、カッコウについては草地で托卵いたしますので、草地の部分を含めた形でこの部分については予測の結果を書き直したいと思います。特に樹林についても、カッコウはこちらの方では繁殖している事例もありますので、その部分も踏まえた書きぶりにしたいと思います。

○顧問 樹林の中で何に托卵しているのですか。

○事業者 その辺りも調べて書かせていただこうと思います。

○顧問 分かりました。針葉樹林とここでは何に托卵する可能性があるかで生息環境がわかると思うので、よく調べてください。

○事業者 托卵する種類についても少し精査してから、生息環境に関する書きぶりについては草地も含めて変更させていただこうと思います。

○顧問 スギ・ヒノキ植林というので針葉樹林と書いてあるのですが、要するに、スギ・ヒノキの植林は、下層植生としてアオキぐらいがあるような環境なのか、それとも、ちょっと荒れた植林の中でいろいろな広葉樹が交じってきているのかというので随分環境は変わってくると思いますけれども、この辺りの植林地というのは、樹齢とか、管理の仕方とか、どうでしょうか。

○事業者 スギ・ヒノキ植林でいくと30年から40年ぐらいのスギ・ヒノキ植林になっています。放置されている場所もありまして、一部に荒れた形で低木が生えてきているところもあります。カッコウの托卵種が生息している環境もありますので、その辺りも含めて精査させていただこうと思います。

○顧問 ちょっと細かいことを言ってしまいましたけれども、ちょっと御検討いただければと思います。

私はそれぐらいですけれども、ほかにまた先生方、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特に質問等がなければ、これで補足説明資料、それから熊本県知事意見、環境大臣意見等についての質疑応答を終わりたいと思います。

では、続いて、審査書（案）について、事務局から御説明をお願いします。

#### < 審査書（案）の説明 >

○顧問 ありがとうございます。では、審査書（案）について御質問、御意見、コメント、何かございませんでしょうか。大気関係の先生、お願いします。

○顧問 審査書（案）の10ページに、窒素酸化物の工事用資材等の搬出入に伴う予測結果という表があって、今御説明で口頭ではこれを年平均値と言われたのですが、これが年平均値だというのが分かるように書いた方がいいのではないかとということと、その下に、最大：工事開始後13～15か月目と書いてあって、これと年平均値との関係が分かりにくいかなという印象があったので、この意味は、工事開始後13から15か月目の排出量が工事期間中で最大となるのですが、この値でもって、それが1年続くとして年

平均値を計算して出してもらっているのですが、そのことが分かるように書いた方がいいのではないかと思います。

○顧問 事務局、いかがでしょうか。

○経済産業省 今、顧問がおっしゃったようなところが分かるような形で記載を進めたと思います。ありがとうございました。

○顧問 生物関係の先生、お願いします。

○顧問 20ページですか、生態系の予測結果、出ますでしょうか。細かいところで恐縮なのですが。多分、説明されていてお分かりだと思うのですがけれども、キツネのところ「キツネの生息環境好適分」、これは区分の間違いだと思いますので、訂正していただければと思います。細かい点で恐縮です。よろしく願いいたします。

○経済産業省 分かりました。そのように直させていただきます。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。水関係の先生、どうぞ。

○顧問 水環境に関する16ページだったと思いますけれども、準備書から引き写されているのかもしれないのですが、雨量の考え方で文章がよく分からなかったのですが、16ページの上から5行目です。「なお」と書いてある段落の最初の激しい雨（降雨強度：30～50mm/h）に該当する降雨強度（28mm/h）。これは同じような文言が26ページにもあるので、私の方で準備書を確認していなかったのですが、降雨強度の区分の30～50mm/hの中に28mm/hというのが入らないのですが、これはどういう理屈でこういう文章になっているのかなというのがちょっと分かりにくいと思うのですが、いかがなのでしょう。同じような文章が26ページにもあります。

○顧問 事務局、分かりましたか。

○経済産業省 こちらの方はまさに準備書の方から記載しておりますので、事業者の方、この辺りの記載ぶりというのは何かありましたでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。審査書（案）に書いている降雨強度30から50mmに該当する降雨強度28mmというのは確かに入っていないので記載がおかしいのですが、こちらとしては四捨五入して30mmというところで、30から50mmに該当すると整理しており、数値は合っていないのですが、四捨五入したということでこういった記載しております。今言われたように、少し変なところがあるので、ここの書きぶりについては見直しをかけたかと思っております。

ただ、趣旨としては、28mmはおおむね30mmと整理しておりました。あと、このとこ

ろは現地調査での降雨強度を引用したところなので、そんなに細かい雨量データが幾つもあったわけではないので、その中で激しい雨、降雨強度30から50mmに一番近い降雨強度としては、今回の現地調査、3回やったうちでは、降雨強度28mmが一番合っていたので、それを引用したというところでございます。なお書きというのもあって、そういった曖昧な形になったので、少し修正を考えてみたいと思います。

○顧問 一応、ここの文章は独立したまとめになると思いますので、誤解が生じないような形で修正を試みていただきたいと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。騒音関係の先生、どうぞ。

○顧問 ちょっと手元に準備書がないので分からないところもあるのですが、審査書（案）の13ページに工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果という表があります。これの備考のところに予測地点は別添図1を参照と書いてあります。それから、その次の14ページ、振動についても、上の表の備考のところに予測地点は別添図1を参照と書いてあります。

それで、この別添図を見ても、大分先なのでありますが、42ページが別添図1。大気質の調査地点と書いてあります。大気環境だったとすると、恐らくこのT-1が沿道大気質、騒音振動に係るところかなと思うのですが、この別添図には騒音と振動の調査地点をそのまま見いだすことができないのですが、T-1ということでよろしいのでしょうか。手元に準備書がなくて分からないのですが、お答えください。

○顧問 これは事務局ですか。

○経済産業省 すみません、図面の方が適切なものになっているかどうか、ちょっと確認をしてみたいと思います。

○顧問 よろしく申し上げます。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。では、私から1点。31ページです。重要な種の予測結果の概要が出ていますが、これの一番下と下から2番目ですが、一番下がハイタカ、オオタカと書いてあって、その上がハイタカ、ビンズイと書いてあります。これはハイタカがどっちも入っていますけれども、これは間違いだろうと思いますが、どう思われますか。内容を読んでよく考えてみたのですが、これは上の方がハイタカだけで、一番下がオオタカではないかと思うのです。ビンズイというのが1つ外れてしまいますけれども、ビンズイというのは、この準備書の中では次の次の33ページの

オオルリとホオアカの間に入っていたのです。だから、そのようにするべきではないかと思ったのですけれども、いかがでしょう。

○経済産業省 多分、今御指摘いただいたような形になるかと思imasので、そこも確認の上、必要に応じて適切なものに修正をさせていただきたいと思imas。またその結果を御確認させていただきたいと思imas。

○顧問 よろしくお願いいたします。ほかに御意見、御質問、コメント等ございませんでしょうか。審査書(案)に限らず、ほかのことについてもよろしいですけれども、全体を通してでも結構ですので、何かございませんか。

1点ちょっと事業者というかコンサルにお聞きしたいのですが、上位性注目種でキツネを選んでおられて、それで好適生息環境としてキツネが見られたところを中心に考えられているのですけれども、例えば、パネルを並べた場合に、パネルの場所にはキツネは入れないという、若しくは全く出現しないという仮定を取っておられるのでしょうか。

○事業者 九州環境管理協会です。そのような仮定を取っております。

○顧問 パネルを並べた場合に、パネルの下部分は草本が多い環境になり、例えばネズミとか昆虫とかがたくさん出てくる可能性があります。それで人はいないし、ということで逆にキツネなどが利用しやすい環境になるのではないかというような感じもするので、いかがですか。

○事業者 事業の計画として、太陽光パネルの周辺にはフェンスを張ることになっておりますので、キツネの侵入自体が困難ではないかと考えております。

○顧問 フェンスは地下にどれぐらいの深さで埋め込むかということがあるのです。キツネはよく穴を掘って、フェンスの下をくぐって中に入ってしまったりもしますので、逆説的ですが、ある意味、パネルを敷いたことによってキツネの好適環境が増えたということもあり得るのではないかと、ちょっと質問したのです。その辺のところ、もし何か分かればと思ったのですけれども、今後の課題として検討してみてください。あと、ほかにございませんか。

では、特にほかに御意見がないようでしたら、これで質疑応答を終わりたいと思imas。事務局にお返しします。

○経済産業省 顧問の先生方からいただきました御意見を踏まえまして、審査書(案)の修正すべき点は修正をするということで御対応させていただきたいと思imas。

本日いただきました御意見、それから環境大臣意見、熊本県知事意見を踏まえまして、

今後、事務局の方で準備書に対する大臣勧告を検討してまいります。

また、事業者の方々におかれましては、これから出ます勧告、それから本日の顧問の先生方の御意見を評価書の方に反映していただけるようお願いいたします。

それでは、本日は、これもちまして一条メガソーラー熊本菊池発電所事業の準備書に対する2回目の審査を終了いたします。

**<お問合せ先>**

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486